

令和4年度伊東市建築物解体に係る補助制度について

建設部 建築住宅課・都市計画課

伊東市では次の2つの補助制度により建築物の解体に要する費用の一部を補助いたします。補助制度の概要は次のとおりとしており、2つの補助制度を重ねて申請することはできません。詳しくは申請窓口までお問い合わせ願います。

建築物解体に係る補助制度概要

制度名称	伊東市木造住宅耐震改修助成事業	伊東市廃屋解体・撤去補助事業
補助の目的	耐震性の高い市街地を形成するため	本市の個性的で魅力あふれる良好な景観を守り、育て、創るため
補助対象建築物	木造住宅 以下の全ての要件を満たすもの ・居住しているもの（住民票で確認） ・木造の平屋又は2階建ての一戸建ての住宅、併用住宅（住宅部分の床面積が建築物全体の延べ床面積の2分の1以上のもの）、長屋又は共同住宅 ・昭和56年5月31日以前に建築又は同日において工事中であったもの ・耐震評点が1.0未満のもの	廃屋 以下の全ての要件を満たすもの ・直近1年以内の期間において居住又は利用されていないもの（住民票等で確認） ・景観を阻害しているもの（※） ・防火・防犯上不適切なもの（※）
申請要件	・市内に所在する木造住宅の所有者	・市内に所在する廃屋の所有者 ・市税の滞納がない者 ・解体後に当該地の良好な景観形成に配慮できる者
補助限度額	除却工事費の23% 上限83万円	解体費用の1/2 廃屋1棟につき30万円 (1人につき1回限り)
備考		※審査会による審査があります。
申請窓口 お問い合わせ	建築住宅課 建築指導係 TEL0557-32-1763	都市計画課 計画係 TEL0557-32-1781